

CMIC
Pharmaceutical Value Creator

「医療費後払いモデル事業」
住民向け説明会

CMIC Trust 株式会社
CADA 株式会社

Copyright ©2020 CMIC Group – All Rights Reserved

目次

1　この事業に関わる会社の紹介

2　事業の特徴

（１）医療費支払いまでの手順
（２）受診時の流れ
（３）助成金入金・引き落としのタイミング
（４）引落しができなかった場合
（５）【社会保険加入の方のみ】
　　高額療養費がある場合のお取扱い
（６）お申込み後からご利用開始までの流れ

3　よくある質問

（１）複数医療機関の利用について
（２）参加資格証を忘れた場合
（３）代理契約人について
（４）転居した際の対応について
（５）口座変更したい際の対応について
（６）引落日や金額の確認方法について

4　申込みについて

（１）参加者様にお伝えする重要事項

5　CADA株式会社お問い合わせ先

1　この事業に関わる会社の紹介

CMIC Trust (シミック トラスト) 株式会社

医療や健康に関する事業をサポートしている会社です。
山梨県と協同して、
本モデル事業を運営管理しています。

CADA (カーダ) 株式会社

医療費の後払いサービスを提供する会社です。

事業の特徴

2-(１) 医療費支払いまでの手順

受診

参加資格者証の提示で
医療費が後払いに



自治体から助成金の入金

【２・３ヶ月後】
市町村から
口座に助成金が振込



後払いサービスでの医療費の引落し

口座から自動で
後払い分が引き落とし



2-(２) 受診時の流れ

ポイント	会計窓口での支払いは**不要**になります。 医療機関窓口で**参加資格者証**を提示してください。

窓口での流れ　（※病院によって流れが異なる場合があります）

受付 ▶ 受診 ▶ 会計（参加資格者証※をご提示ください。現金の支払いが不要になります。） ▶ 帰宅

※通常どおり、マイナ保険証（月1回）・診察券・受給者証の提示もしてください。
※北病院以外では参加資格者証の提示は不要です。

※診断書等の助成対象外の費用が発生する場合は、窓口でのお支払いが必要です。

2-(３) 助成金入金・引き落としのタイミング

助成金の入金日と引き落とし日は**市町村によって異なります。**

引き落とし日は　助成金振込日から近い**「４日」**か**「２０日」**になります。

このため、**入金日から引き落とし日までに日数がかかります。**

毎月郵送される利用明細を確認し、引き落とし不能とならないよう**口座残高の管理**をお願いいたします。

【例：韮崎市にお住まいの場合】

約４日後に
引き落としされる

受診日	→	助成金振込日	→	引き落とし日
8月1日		10月31日		11月4日

2-(４) 引落しができなかった場合



引き落としが出来なかった場合
１週間程度で<u>CADA社から電話等でご連絡</u>いたしますので<u>振込</u>でのお支払いをお願いします。
<u>※　振込用紙等はお送りしておりません。振込手数料はご負担をお願いいたします。</u>

<u>手数料</u>

引落額×12.0%×振込・再引落までの日数÷365日（円未満切り捨て）

※引落額が10,000円、10日後に振込の場合、<u>10,000円×12.0%×10日÷365日＝手数料**32円**</u>

<u>どうしても振込ができない場合、1か月分の手数料を加算して翌月に2か月分を引き落しさせて頂きます。</u>

2-(５)【社会保険加入の方のみ】高額療養費がある場合等のお取扱い

毎月の医療費負担が高額になった時のために、
「高額療養費制度」によって、月の**医療費の自己負担上限額**が設定されています。
⇒社会保険加入者は、保険者に手続きすることで上限額を超えた分が還付されます。

【例：高額療養費の限度額が６万円の場合】

保険者から入金

支払い額（後払い）	助成金入金額	引き落とし	高額療養費入金額
10万円	6万円	10万円	4万円
一ヶ月に支払った医療費が高額となった	**市町村から助成されるのは自己負担上限額まで**	**引き落としされる金額 ＞ 助成金入金額となる場合があります。**	

毎月郵送される利用明細を確認し、
引き落とし不能にならないよう**口座残高の管理**をお願いします。

※医療費上限額が分からない場合　⇒　保険者にお問い合わせください。
※助成金入金額が分からない場合　⇒　お住まいの市町村にお問い合わせください。

※このほか、市町村への限度額適用認定証の提出状況等により、助成金入金額と引き落とされる金額が一致しない場合があります。

よくある質問

3-(1) 複数医療機関の利用について

Q 他の医療機関でも後払いを利用できますか？何か手続きは必要ですか？

モデル事業に参加している医療機関・調剤薬局であれば、どこでもご利用いただけます。病院を利用したい場合は、後払い事業者（CADA社）へ対象医療機関の診察券番号をお伝えください。 ※電話番号はP19に記載しています

モデル事業に参加している医療機関・調剤薬局（※令和8年8月1日時点）

・山梨大学医学部附属病院　・山梨県立中央病院　・山梨県立北病院

・山梨調剤センター薬局　・甲府調剤センター県病院前　・サンロード調剤富士見店

3-(2) 参加資格証を忘れた場合

Q 受診時に参加資格証を忘れました。後払いは利用できますか？

後払いを利用できるかどうかは、医療機関の判断となります。
医療機関の窓口でご相談ください。
もし、なくしてしまった場合は再発行いたしますので、後払い事業者（CADA社）へお問い合わせください。※再発行は無料です。

※電話番号はP19に記載しています

3-(3) 代理契約人について

Q

【代理契約人になる方へ】 代理契約人は誰でもなれますか？
申込方法や支払いなどの責任範囲を教えてください。

■代理契約人になれる方（条件）

代理契約人になる方が同意していれば、どなたでも可能です。
申込書では「親・子・配偶者」から選択しますが、それ以外の方は「その他」欄に記入してください。

■代理契約人の役割（責任）

代理契約人は、後払いサービスの契約者（支払いの責任を負う方）です。
そのため、後払いの利用に関する全ての手続き（申込み等）は代理契約人が行うことになります。

3-(４) 転居した際の対応について

Q 転居しました。後払いの利用に何か手続きは必要でしょうか。

転居先によって手続きが異なります。いずれの場合も、**ご本人から後払い事業者（CADA社）へ連絡**してください。　※電話番号はP19に記載しています

■県外へ転居した場合

山梨県の重度心身障害者医療費助成制度にもとづく後払いは利用できなくなります。
転居したことを**後払い事業者（CADA社）**へ連絡してください。

■県内で転居した場合

同じ市町村内での転居：住所などの登録情報変更が必要です。後払い事業者（CADA社）へ連絡してください。
市町村が変わる転居：受給者番号が変更になります。後払い事業者（CADA社）へ連絡してください。
※ まだ受給者証が再発行されていない場合は、先に転居先（新しい住所地）の市町村窓口で受給者証の再発行手続きを行ってください。

3-(5) 口座変更したい場合の対応について

Q 口座を変更したいのですがどうすればよいですか？

どの口座を変更するかでお問い合わせ窓口が異なります。

■医療費助成金の振込口座を変更する場合

お住まいの**市町村窓口**へお問い合わせください。

■後払いの引落口座を変更する場合

後払い事業者（**CADA社**）へお問い合わせください。

※電話番号はP19に記載しています

3-(6) 引落日や金額の確認方法について

Q 引落日や金額を確認したいです。

■引き落とし日

別紙をご覧ください。
もしくは、後払い事業者（CADA社）へお問い合わせください。
※電話番号はP19に記載しています

■引き落とし金額

受診の翌月中に、後払い事業者（CADA社）からご自宅へ届く「ご利用明細」でご確認ください。

申込について

4-(1) 参加者様にお伝えする重要事項

本事業では、**クレジットカードの仕組み**を利用して医療費をお支払いいただきます。

そのため、**審査**が必要となりますので、下記の情報をご記入頂くことご了承ください。

※利用用途が限定的であり、市町村からの助成金を元手としているため、審査否決の可能性は小さいものとなっております。

限度額 **３ヶ月分の医療費の合計額を目安**としてご記入ください。

⇒クレジットカードであるため、利用者が無理なく返済できるよう利用できる限度額を個人ごとに設定することが法律で定められています。
⇒この限度額の判定に、家の所有・家賃等の有無、同一生計人数などを使用し、CADA株式会社が審査をすることになります。

ただし、反社会勢力（暴力団関係者）であることや、破産手続き中などでは
お断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

5　CADA株式会社お問い合わせ先

CADA (カーダ) 株式会社

後払いサービスに関するお問い合わせは

０３-５２８３-５７７１

受付時間　９：００～１８：００（土日祝日、年末年始除く）

CADA